第四節　対象障害者以外の障害者に関する特例

（法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所）

第三十六条　法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、対象障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。

（事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準）

第三十六条の二　事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者（法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。）に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払い並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。

一～五　（略）

六　在宅就業契約を締結している在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。

七・八　（略）

（登録の申請）

第三十六条の三　法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人（以下この条において「申請法人」という。）は、厚生労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次の事項を記載した書面

イ～ニ　（略）

ホ　身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

ヘ～ヌ　（略）

2　（略）

（在宅就業対価相当額を証する書面）

第三十六条の五　在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条において「発注証明書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、これに当該在宅就業支援団体の代表者が記名押印又は署名し、交付するものとする。

一～十　（略）

十一　身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項

2～7　（略）

（業務運営基準）

第三十六条の六　在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

一～八　（略）

九　実施業務の対象となる在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。

十～十四　（略）

（書類の備付け及び保管）

第四十五条　事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。

第四節　身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

（法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所）

第三十六条　法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。

（事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準）

第三十六条の二　事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者（法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。）に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払い並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。

一～五　（略）

六　在宅就業契約を締結している在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。

七・八　（略）

（登録の申請）

第三十六条の三　法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人（以下この条において「申請法人」という。）は、厚生労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次の事項を記載した書面

イ～ニ　（略）

ホ　身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

ヘ～ヌ　（略）

2　（略）

（在宅就業対価相当額を証する書面）

第三十六条の五　在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条において「発注証明書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、これに当該在宅就業支援団体の代表者が記名押印又は署名し、交付するものとする。

一～十　（略）

十一　身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者又は精神障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

2～7　（略）

（業務運営基準）

第三十六条の六　在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

一～八　（略）

九　実施業務の対象となる在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。

十～十四　（略）

（書類の備付け及び保管）

第四十五条　事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する身体障害者である労働者等について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。